

(別紙 1 - 1)

団体名： 滝のツバキ保存会

団体登録事業計画書

○活動場所 (与謝野町内)	滝地区 千年椿公園
○解決したい地域の課題を教えてください。	
町のシンボルの千年椿を守り残していくことで、地域を盛り上げ、活性化につなげていきたいと考えています。椿は地域にとって誇りある存在ですが、こうした魅力を地域内外の人々に伝える機会はまだ限られています。地域内で大切に育まれてきた椿文化を発信し、交流やにぎわいを生むことで、地域の元気づくりにつなげていきます。	
○今後の事業予定を教えてください。 (※複数の事業を行う場合は、優先順位の高い順に記載してください。)	
①ツバキ祭り等のイベントの開催 住民のつながりの場を持ち、みんなで椿を守る意識を育てる ②地区内のツバキ植栽の普及活動、椿の木の手入れ ③ツバキ公園、千年椿の遊歩道などの周辺の維持管理・手入れ ④ツバキに関する情報の収集及び啓発活動	
○事業を通じて、期待される効果・変化や目指す地域の姿（目標）を教えてください。	
・ツバキ祭りの開催により、住民同士のつながりの場を持てる。 ・地域外の方に千年椿の雄大さを体感してもらい、地域への関心を持ってもらう。 ・地域内外の関心を高めることで、千年椿の保全につながっていく。	
○事業実施体制を教えてください。	
会の運営メンバーは区の役員から参画。 滝区役員 9 名と「椿の里支部」、地域内の事業者と連携している。 また、ツバキ祭りの開催には多くの滝区の住民が参画している。	
事業実施時協力者数	最大 30 名程度
○情報発信方法（寄附の獲得方法）として、どんな工夫を行いますか。	
団体の SNS 等は持っていないが、町や観光協会の HP や SNS で発信を協力してもらう。 ツバキ祭りの開催チラシに合わせて発信をする。	
○団体の事業を自立的・継続的に活動していくために、どんな工夫を行いますか。	
・毎年 4 月にツバキ祭りを実施し、新聞折込チラシにより PR し、募金箱を置き、私たちの活動の協力をお願いしています。 ・地域全員で協力し、椿を守っていくという行動をしています。	

(別紙 1 - 2)

団体名： 滝のツバキ保存会

収支計画書

【収入】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額
補助金	与謝野町ふるさとまちづくり活動応援補助金	83,000
事業収入 (受益者負担分)		
自己資金	自己資金	330,000
その他		
収入合計		413,000

【支出】

(単位：円)

科 目	内 訳	金 額	
		対象経費	対象外経費
消耗品費	ビンゴゲーム景品、千本つき餅など		80,000
印刷製本費○	封筒印刷、新聞折り込みチラシ、看板製作	110,000	
役務費○	傷害保険、クリーニング代	40,000	
使用料及び賃借料○	レンタカー代 (2 台)	90,000	
雑費	来賓手土産 (椿苗など)		15,000
スタッフ謝礼	昼食弁当 (お茶付き)・謝礼		58,000
準備費賄い	椿祭り事前準備 (飲食代)		20,000
支出合計		240,000	173,000
総合計		413,000	

滝のツバキ保存会規約

平成23年2月作成

滝のツバキ保存会規約

(名 称)

第1条 本会は、滝のツバキ保存会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、滝のツバキを活用し、滝地区を「ツバキの里」として整備し、地域の活性化並びに特色ある地域づくりに資することを目的とする。

(事務所)

第3条 本会の事務所は滝区公民館に置く。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ①ツバキに関する情報の収集及び啓発活動
- ②地区内のツバキ植栽の普及活動
- ③ツバキ祭り等のイベントの開催
- ④ツバキ公園及び周辺の維持管理
- ⑤その他本会の目的達成に必要な事項

(会員及び賛助会員)

第5条 本会の会員は、与謝野町滝地区内に住所を有する個人及び企業とする。

2. 第1項の該当者以外であって、本会の目的に賛同する個人及び企業は役員会の承認を受け賛助会員になることが出来る。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- ①会 長 1名(財産管理会長が当る)
 - ②副 会 長 1名(財産管理委員が当る)
 - ③会 計 1名(同 上)
 - ④委 員 4名(同 上)
 - ⑤監 事 2名(区で選任された監事が当る)
2. 総代は、区役員、組長で構成する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3. 会計は、会計事務を担当する。

4. 委員は、常時会務に参画する。

5. 監事は、本会の会計及び試算の状況を監査する。

(総代の任期)

第8条 総代の任期は、役職の在任期間とする。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、その役職の在任期間とする。

ただし、役員の改選時は会計年度に順ずる。

2. 補欠により選任された役員の任期は、前任者の在任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に役員会の承認を受けて、顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総代会及び役員会とする。

2. 総代会は、毎年1回定期的に開催する。

臨時総代会及び役員会は、必要に応じて会長が招集する。

3. 総代会の議長は、出席した総代の中から選出する。

4. 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(総代会議決事項)

第12条 総代会の議決を要する事項は、次のとおりとする。

- ①事業計画及び事業報告に関する事項
- ②予算及び決算に関する事項
- ③規約の改廃に関する事項
- ④その他重要事項

(役員会)

第13条 役員会は監事をのぞく役員をもって構成する。但し、必要に応じて区長等の出席を求めることができる。

2. 役員会は、次の事項を審議する。

①総代会に付議すべき事項

②総代会で議決された事項の執行に関する事項

③その他総代会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(会費)

第14条 総代会において別に定める。

(会計)

第15条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり

翌年の5月31日に終る。

(その他)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し
必要な事項は、会長が別に定める。

①役員改選時のツバキ祭りは新旧役員にて開催する。

附 則

1. この規約は平成11年6月1日から施行する。
この間1年間は、平成10年7月10日滝区組長会で決定
の通り、現役員で本会を管理、運営するものとする。

附 則

1. この規約は平成11年10月4日から施行する。

附 則

1. この規約は平成23年 2 月 3日から施行する。